

新型インフルエンザワクチン接種時における 季節性インフルエンザワクチン等の同時接種の扱いについて(案)

1. 現状

季節性インフルエンザワクチンについては、「インフルエンザ予防接種ガイドライン」(発行 財団法人予防接種リサーチセンター)の「他の予防接種を受けている場合の接種間隔」において、生ワクチンについては、4週間以上、不活化ワクチン又はトキソイドについては、1週間以上間隔をあけることを推奨する一方、十分検討した上で医師が必要と認めた場合は、同時に接種を行うことができるとされており、必ずしも同時接種が禁止されているわけではない。

2. 海外の状況

○現時点で、新型インフルエンザワクチンと他のワクチンと同時接種した場合の安全性に関するデータは得られていない。

○米国における季節性インフルエンザワクチンの添付文書では、他のワクチンとの同時接種に関して

- ・ 他のワクチンの同時接種を評価したデータはないこと
- ・ 他のワクチンと同時接種する場合には、別の部位に投与すること、他のワクチンと同一のシリンジやバイアルで混合しないこと

が注意喚起されている。

(参考) 季節性インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの同時接種

我が国で使用されている肺炎球菌ワクチン(23価)に関し、米国では、ACIPにおいて、インフルエンザワクチンと同時接種(異なる腕にそれぞれ接種)された場合に、副反応の増加や免疫反応の低下は認められないとの見解が示されており¹、医師が必要と認めた場合、同時接種を行うことができる。

1 Centers for Disease Control and Prevention. Prevention of Pneumococcal Disease. Recommendations of the Advisory Committee on Immunization Practices (ACIP). MMWR 1997; 46 (No. RR-8): 1-25. Available from: <http://www.cdc.gov/mmwr/PDF/rr/rr4608.pdf>

3. 方針

○既存の製法による国内ワクチンと季節性ワクチンの同時接種については、医師が必要と認めた場合には実施可能であること等について接種要領、Q & A等により情報提供を行う。

○アジュバント入りの輸入ワクチンと季節性ワクチンの同時接種については、海外等の情報を踏まえた別途の検討が必要であり、当面の間差し控えることが望ましいと考えられる。このため、輸入ワクチンの承認、接種開始時に予防接種実施要領の追加・改訂を行い、その旨の情報提供を行うこととする。

○国内外にかかわらず、新型インフルエンザワクチンの副反応に関する情報の入手時に同時接種についても併せて情報収集し、評価することとする。